

アーキビスト認証制度に関する基本的考え方【概要】

目的

「アーキビストの職務基準書」(平成30年12月)に基づき、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性・専門性を確保するため、認証制度を創設。

位置付け

内閣府(内閣総理大臣)から認可を受けた制度として、アーキビストとしての専門性を有する者の認証を実施。

参考:「公文書管理法施行5年後見直しの対応案」(公文書管理委員会(第53回)、平成29年2月21日)など。

制度の内容

令和2年度(2020年4月)から開始

名称・認証主体

認証アーキビスト(Archivist Certified by the National Archives of Japan)

- ・認証主体:国立公文書館長
- ・館に認証アーキビストの審査の透明性、客観性を確保するため、「アーキビスト認証委員会(仮称)」を設置。

国立公文書館

国立公文書館長

認証

アーキビスト認証委員会
(仮称)

- ・認証アーキビストの審査
- ・「アーキビストの職務基準書」が示す知識・技能が学べる教育課程の科目・研修の判断など

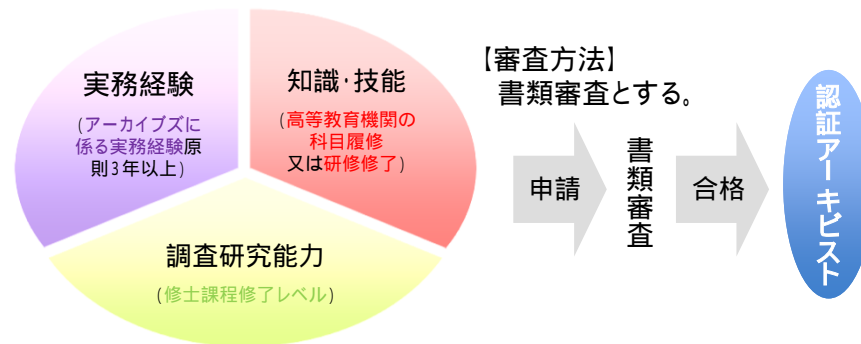
国立公文書館長は有識者等の委員を任命

認証対象・申請要件・審査方法

【認証対象】

以下の3要件を全て満たす者を「アーキビストとしての専門性を有する者」として認証。

- ・「アーキビストの職務基準書」が示す、アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能について把握している者
- ・アーカイブズに係る実務経験を有している者
- ・修士課程修了レベルの調査研究能力を有している者



更新制度・レベル分け

社会規範の変容や情報技術の発展等を踏まえ、知識・技能が更新されているか確認するための更新制度を設置。

- ・認証を受けてから5年目に更新申請を実施(ポイント制)。

准アーキビスト

認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」制度を導入。

今後、具体的な検討を実施し、速やかな導入を目指す。

「上級アーキビスト」については、今後運営を図りつつ検討。

【申請要件】

- (1) 「アーキビストの職務基準書」が示す知識・技能等について修得可能と判断された高等教育機関の科目を履修又は研修を修了し、アーカイブズに係る実務経験と調査研究能力を有する者
- (2) その他同等の能力があると認められる者

登録料・更新料

合格者から徴収することとし、国立公文書館長が決定。